

26 契第 2444 号
平成 27 年 3 月 31 日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

工事請負契約締結後における単価適用日の変更に伴う特例措置の実施について

「土木事業」、「建築関係事業単価表」及び「農林土木事業単価表」（以後「単価表」という。）に基づき積算を行った工事について、賃金や建設資材等の急激な変動に対処するため、下記のとおり、契約締結後に単価適用日を変更することができる特例措置を定めます。

記

1 措置の内容

2に定める工事の受注者は、会津若松市工事請負契約約款第50条の規定に基づき、当初契約締結日（以下「基準日」という。）時点における直近の単価表を適用した積算に基づく契約に変更するため請負代金額の変更の協議を発注者に対して請求することができる。

ただし、見積り及び物価資料等により設定している設計単価については、変更の対象としないものとする。

2 適用対象工事

平成27年4月1日以降に契約を締結する工事のうち、基準日における直近（契約締結日の直前）の単価表を適用しないで積算している工事となります。

契約締結の際に、本特例措置の内容及び請求期限を記載した通知をお渡しします。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

変更後の請負代金額 = P補正 × k

この式において、P補正及びkはそれぞれ次の額を表します。

P補正：基準日における直近の単価表により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

4 協議の請求期限

この特例措置に基づく受注者からの請負代金額変更の協議の請求期限については、原則として当初契約締結の日から30日以内となります。

ただし、当該案件が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく議決を要する場合、議会の議決を得て本契約として成立した日から30日以内となります。

5 適用時期

平成27年4月1日から施行し、東日本大震災の復旧・復興事業に伴い工事量が増加している当面の間とする。

6 その他

単価適用日の変更に基づく変更契約後においても、約款第25条第1項から第4項まで（全体スライド）、第5項（単品スライド）、第6項（インフレスライド）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することが出来ます。